

令和5年3月20日  
＜問い合わせ先＞  
住宅局建築指導課  
住宅局参事官(建築企画担当)付  
代表 03-5253-8111

建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う  
関係告示の規定の整備に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和5年2月14日（火）から3月15日（水）までの期間において、建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の規定の整備に関する意見募集を行いました。

上記告示案に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の規定の整備に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方**

※26の個人・団体から合計99件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

**○建築基準法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う関係告示の規定の整備に関するご意見**

**【直通階段までの歩行距離を建築基準法施行令第116条の2第1項第1号に該当する窓その他の開口部を有する居室と同等としても避難上支障がない居室の基準を定める件の新設（令第120条第1項の表の(一)項関係）】**

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
病院、収容施設のある診療所、入所施設のある児童福祉施設等が合理化対象外とされているが、診察室、事務室等の居室も当該用途に該当すると解してよいか。（令第111条関係も同様。）	自力避難困難な在館者が利用することが想定される居室であれば合理化対象外となります。
警報設備は当該居室のみならず、当該建築物のいずれの室において火災が発生した場合においても当該火災の発生を覚知できるよう建築物の各部分に設置する必要があると解してよいか。（令第111条関係も同様。）	貴見のとおりです。
火災の早期覚知にかかる対策が講じられていれば、無窓居室以外の居室と同等の安全性を有する居室として扱うべきではないか。	採光上の無窓居室には、既存の建築物において間仕切壁を増設しシェアオフィス等へと改修する場合に新たに生じるものも含まれ、避難経路の複雑化等による避難上の支障も懸念されることから、本合理化の適用にあたっては、火災早期覚知のための対策のみならず、避難経路部

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
	分の安全性の確保に係る対策を要求することとしています。
ホールや廊下等の一部分（30 m <sup>2</sup> 以下）を間仕切壁により区画することなく居室的に利用する場合、「床面積が30 m <sup>2</sup> 以下の居室」には該当しないと解してよいか。	貴見のとおりです。
「居室から直通階段に至る廊下その他の通路」には、通常の避難経路にあたる部分と空間的に一体となった他の部分を含み、当該無窓居室を含まないものと解してよいか。（令第111条関係も同様。）	貴見のとおりです。
直通階段に通ずる廊下等に係る基準について、居室が直通階段に直接面する場合は適用されないと解してよいか。（令第111条関係も同様。）	貴見のとおりです。
直通階段が2以上ある場合、当該無窓居室から直通階段に通ずる廊下等は、任意の直通階段までの経路と解してよいか。（令第111条関係も同様。）	令第120条の規定に基づき設置される直通階段までの経路を指すこととなります。
「当該居室から直通階段に至る廊下その他の通路」が火災の発生のおそれの少ない室に該当する場合も、当該通路に隣接する室が火災の発生のおそれの少ない室に該当しない場合には、当該隣接室にスプリンクラー設備等を設置するか、当該通路部分全体を不燃区画する必要があると解してよいか。（令第111条関係も同様。）	貴見のとおりです。
①木造の下地に、告示仕様の不燃材料と大臣認定品の不燃材料を認定仕様の範囲内で組み合わせた被覆を施した壁 ②下地を不燃材料で造り、仕上げを木材でしたものはそれぞれ「不燃材料で造り、又は覆われた壁」に該当すると解してよいか。（令第111条関係も同様。）	貴見のとおりです。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
不燃区画について、床の耐火性能等は要求されないと解してよいか。(令第 111 条関係も同様。)	貴見のとおりです。
廊下等を不燃材料の壁や戸で区画する場合について、天井を不燃化する必要や、壁を天井裏まで立ち上げる必要があるか明らかにすべき。(令第 111 条関係も同様。)	原則として、壁は天井裏まで立ち上げることが必要となりますが、天井を不燃材料で造り又は覆われたものとするを前提に、壁は天井面まで立ち上げたものとして支障ありません。
本告示における不燃区画等には第 112 条第 20 項及び第 21 項の規定に基づく貫通部処理は要求されないと解してよいか。(令第 111 条関係も同様。)	貴見のとおりです。
「スプリンクラー設備その他これらに類するもの」には、パッケージ型自動消火設備は含まれるか。(令第 111 条関係も同様。)	パッケージ型自動消火設備は本規定において必要とされる消火性能を有することが確認できていないため、現時点ではこのスプリンクラー設備に該当しないものと考えております。
「居室から避難階又は地上に通ずる直通階段に至る廊下その他の通路」について、「廊下その他の通路」は自動的に火災の発生のおそれの少ない室の基準に該当すると捉えられる可能性があるため、表現を見直すべきではないか。(令第 111 条関係も同様。)	ご指摘を踏まえ、「居室から令第 120 条の規定による直通階段に通ずる廊下その他の避難の用に供する建築物の部分」へと表現を見直すこととします。
令和 3 年国土交通省告示第 475 号に基づく検証の対象となる「当該通路に存する室」がどの部分を指すか分かりにくいため表現を適正化すべき。(令第 111 条関係も同様。)	ご指摘を踏まえ、検証対象となる部分が、居室から直通階段に通ずる通路等の一部分であって火災の発生のおそれの少ない室に該当しない部分(居室的に利用される部分等)を指す旨を明確化するよう見直しを行うこととします。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
改正後の令第 111 条及び令第 120 条における「排煙設備」に関する規定は定められないのか。(令第 111 条関係も同様。)	居室から直通階段に通ずる通路等の一部分が居室的に利用される場合に行う居室の避難安全検証において、当該部分に設置される排煙設備の条件に応じた計算を実施することとなります。
居室から直通階段に至る経路が居室（火災室）に該当し、かつ当該経路部分にスプリンクラーを設置した場合に、ただし書の避難安全検証（煙高さ判定法）は不要と解してよいか。(令第 111 条関係も同様。)	当該経路部分にスプリンクラーを設置した場合も、検証の実施が必要となります。
直通階段に通ずる通路等の部分について安全性を検証する方法が煙高さ判定法（B2）に限定されているが、時間判定法（B1）による検証が認められない理由を明らかにすべき。(令第 111 条関係も同様。)	検証対象となる部分に対して当該無窓居室が直接面していない場合（居室内居室である場合）には特に避難上の危険性が懸念されることから、当該危険性を検証上評価した計算を行うことができる煙高さ判定法に限って、適用を認めることとしております。
既存の採光あり居室の内部に新たに無窓居室を設けた場合に、居室避難安全検証の対象となる範囲はどこか。図解等により考え方を明らかにすべき。(令第 111 条関係も同様。)	技術的助言等において考え方を示してまいります。
令和 3 年国土交通省告示第 475 号に基づく検証について、非居室を対象に検証を実施することは認められないのか。(令第 111 条関係も同様。)	当該室を居室とみなした上で同告示に基づく検証を実施することとなります。

【主要構造部を耐火構造等とすることを要しない避難上支障がない居室の基準を定める件（令和2年国土交通省告示第249号）の一部改正（令第111条第1項関係）】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
避難階の居室に対してこの基準を適用する場合には、避難階における階段から屋外への出口に通ずる廊下その他の通路の区画は不要と解してよいか。	貴見のとおりです。
避難階の廊下の区画は、避難階以外の階と同様に不燃材料による区画とすれば十分ではないか。	避難階の居室において出火した場合において、避難階以外の階の在館者が避難階に到達するまでに火災が拡大する危険性を考慮し、避難階においては堅穴区画と同等の区画を要求することとしています。
避難階における階段から屋外への出口までの廊下部分の区画について、直通階段を複数設置する場合はそのいずれかに対して措置を講じればよいか。	令第125条第1項の適用対象と扱われる階段に対して当該措置を適用することとなります。
令第111条の適用除外の要件では、令第120条の合理化の要件と異なり当該無窓居室が非常用照明の設置対象に含まれていないが、両者は整合したものとすべきではないか。	ご指摘を踏まえ、当該居室を非常用照明の設置対象に追加いたします。
令第120条の合理化基準に基づく措置を講じた場合における令第125条に基づく避難階における無窓居室から屋外への出口までの歩行距離制限の適用関係について考え方を示してほしい。	技術的助言等において考え方を示してまいります。
避難階以外の階の無窓居室から直通階段までの通路について煙高さ判定法による検証を行った場合、避難階の廊下は検証対象外と解してよいか。	貴見のとおりです。なお、避難階の無窓居室については、当該無窓居室から屋外への出口までの通路について同様の検証を実施することとなります。

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
現行の令和 2 年国土交通省告示 249 号における基準は廃止されるのか。	現行基準は廃止されず、引き続き有効となります。

**【耐火構造の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1399 号）の一部改正（法第 2 条第 7 号関係）】**

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
RC 造の耐火構造の告示仕様については、引き続き 2 時間耐火仕様を適用することとなると解してよいか。	貴見の通りです。
90 分耐火構造の木造の柱・はりにおいても一時間耐火構造と同様にメンブレン工法が適用可能と解してよいか。	貴見の通りです。
90 分耐火構造は 90 分準耐火構造としての性能も有すると解してよいか。	貴見の通りです。
今回追加された仕様において、使用できる木材の種類等の制限などの要件があれば示してほしい。	本告示において使用できる木材の種類等は限定しませんが、防火被覆の留付方法等の施工上の留意点について技術的助言において示してまいります。

【建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）の一部改正（規則第 5 条及び第 5 条の 2 関係）】

【建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 285 号）の一部改正（規則第 6 条及び第 6 条の 2 関係）】

【防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 723 号）の一部改正（規則第 6 条及び第 6 条の 2 関係）】

パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
小規模な事務所等の定期調査・点検及び当該事務所等に設置される特定建築設備等の定期検査・点検についても、現行と同様の調査・検査項目、方法及び結果の判定基準とすべき。	小規模な事務所等については、不特定多数の者が利用することなく他の特定建築物と比べて、災害時等のリスクが小さいと想定されるため、定期調査・検査に係る負担とその効果を考慮し、調査・検査項目を一部に限定することとしております。
小規模な事務所等の定期調査及び定期点検について、告示に定める調査項目の一部を適用除外とすることは可能か明らかにすべき。	特定行政庁は規則で、告示に定める調査項目の一部を適用除外とすることが可能です。なお、国等の特定建築物については、あらかじめ、建築審査会の同意を得る必要があります。
告示の規定方法について、小規模な事務所等の定期調査に係る調査結果表が新たに追加されるのか。それとも、現行の調査結果表をそのまま利用するのか。	調査結果表を新たに追加することとしております。
小規模な事務所等の定期調査及び定期点検について、「防火扉又は戸の開放方向」の調査項目があるが、避難階段等にのみ求められる規定のため不要ではないか。	ご指摘を踏まえ、「防火扉又は戸の開放方向」の調査項目を削除いたしました。



パブリックコメントにおける主なご意見	国土交通省の考え方
<p>定期検査報告の対象となる建築設備については、特定行政庁が指定することとされているが、告示に規定する小規模な事務所等の調査・検査項目は堅穴区画及び直通階段に限定されていることから、国としては、建築設備及び防火設備（堅穴区画に係るものを除く。）は指定されないことを想定しているということか。</p>	<p>告示で規定する検査項目以外のものについては、特定行政庁において付加することが可能な仕組みとなっており、定期検査報告の対象となる建築設備については、特定行政庁が地域の実情等に応じて指定するものと考えております。</p>
<p>検査項目等は地域の実情等により差異を生じるものではないため、建築設備及び防火設備（堅穴区画に係るものを除く。）についても、全国一律の基準を示されたい。</p>	<p>建築設備及び防火設備（堅穴区画に係るものを除く。）の定期検査・点検については、告示で検査項目を規定しないこととしております。なお、特定行政庁は管内建築物の維持管理状況等を踏まえ、必要な項目を付加することが可能ですが、これは現行制度においても同様です。</p>
<p>国家機関の小規模な事務所等については、これまでも官公法に基づき点検を行っているため、本改正後も同様の点検内容とすべき。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、国家機関の小規模な事務所等については、官公法と同様の点検内容といたしました。</p>